

学校法人戸板学園 役員の報酬等の支給の基準規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人戸板学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、勤務することが常態である者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

(5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費を言う。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次の通り報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員 ①報酬 ②役員手当 ③通勤手当 ④賞与 ⑤退職慰労金

(2) 非常勤の役員 ①報酬 ②通勤手当

(3) 常勤の役員の賞与は、専任教職員に準じて支給する。ただし、常勤の役員のうち、この法人の教職員で「給与規程」に基づき賞与の支給を受けている者及び「定年退職者の再雇用に関する規程」の適用を受けている者に対しては、賞与を支給しない。

(4) 常勤の役員の退職慰労金は、「役員退職慰労金規程」に基づき支給する。ただし、常勤の役員のうち、この法人の教職員で「退職金規程」に基づき退職金の支給を受けている者及び「定年退職者の再雇用に関する規程」の適用を受けている者に対しては、退職慰労金を支給しない。

(5) 特別な功労があった場合は、その都度理事会において協議の上支給することがある。

(報酬等)

第4条 常勤の役員の報酬月額、別表の俸給表のとおりとし、報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

(1) 令和5年度は下記の俸給とする。

① 理事長は10号俸

② 学園長は13号俸

(2) 役員の俸給は3年ごとに1号俸昇給とする。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、月額150,000円とする。

3 常勤役員に対して役員手当として、月額70,000円を支給する。

4 役員に対して、通勤手当を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬及び役員手当 毎月 25 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする）

(2) 非常勤に対する報酬は、3 か月分をそれぞれ 6 月、9 月、12 月、及び 3 月に支給する。

(3) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(4) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員が職務の執行に当たって、旅費及び旅費以外の費用を要する場合は、当該費用の実費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の役員に就任したのものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(学内教職員が定年前に役員に就任する場合)

第 10 条 学内教職員が定年前に役員に就任する場合は、この規程に従った役員の報酬等を支給しないものとし、職員給与規程による給与及び役職等手当を支給する。

2 なお、この学内教職員が定年に達した場合は、この規程に従い役員の報酬等を支給する。

(評議員の手当)

第 11 条 評議員には、評議員手当を支給しない。ただし、評議員が定例又は臨時の評議員会に出席する場合、旅費 5,000 円（交通費及び日当相当額）を支給する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
学校法人戸板学園役員等給与規程は廃止する。

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

役員等給与規程 (別表)

号俸	報酬月額
1	570,000
2	630,000
3	700,000
4	770,000
5	830,000
6	910,000
7	990,000
8	1,070,000
9	1,140,000
10	1,220,000
11	1,300,000
12	1,380,000
13	1,460,000
14	1,540,000
15	1,620,000
16	1,700,000